

◆◆◆ 改正気象業務法が12月1日（土）から施行

地震動や火山現象に関する予報・警報を法制化する気象業務法の一部を改正する法律が11月21日（水）に公布され、12月1日（土）から施行されることとなりました。これに関連して気象業務法施行令の一部を改正する政令も11月21日（水）に公布され、12月1日（土）から施行されます。

今回の主な改正点は次のとおりです。

- 1 気象庁は、新たに、地震動および火山現象についての予報・警報を地震動予報・地震動注意報・地震動警報、火山現象予報・火山現象注意報・火山現象警報として行うとともに、津波についてもこれまでの津波注意報・津波警報に加えて津波予報を行うこととされました（法第13条I、政令第4条）。主な内容は次のとおりです。

- (1) 地震動予報 地震動の予報で、最大震度3以上またはマグニチュード3.5以上等と推定されたときに、「緊急地震速報（予報）」の名称で発表されます。
- (2) 火山現象予報 噴火、降灰等の予報で、静穏な状態が予想される場合や火山現象警報が解除される場合に、「噴火予報」の名称で発表されます。
- (3) 津波予報 津波の予報で、津波の心配がない場合や若干の海面変動の可能性はあるが災害が起こるおそれがない場合に、地震情報や津波情報に含めて発表されます。
- (4) 地震動警報 地震動に関する警報で、最大震度5弱以上の揺れが推定されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して、「緊急地震速報（警報）」または「緊急地震速報」の名称で発表されます。
- (5) 火山現象警報 噴火、降灰等に関する警報で、以下の名称で発表されます。
 - ・ 居住地域を対象とする場合
「噴火警報（居住地域）」 略称：「噴火警報」
 - ・ 火口から居住地域の近くまで、あるいは火口周辺を対象とする場合
「噴火警報（火口周辺）」 略称：「火口周辺警報」また、浅間山等16火山については5段階に区分された噴火警戒レベルも合わせて発表されます。

なお、地震動予報および警報については、気象庁における発表に当たっては今後とも「緊急地震速報」の名称を用いることとし、予報および警報を区別するため、次のとおりとされます。

- (1) 地震動警報 「緊急地震速報（警報）」または「緊急地震速報」
- (2) 地震動予報 「緊急地震速報（予報）」

- 2 気象庁は、地震動警報をしたときは日本放送協会の機関に、火山現象警報をしたときは警察庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社および日本放送協会の機関に、それぞれ、直ちにその警報事項を通知することとされました。また、火山現象警報をした場合において警戒の必要がなくなったときも同様に通知することとされました（法第15条I、政令第7条）。

- 3 気象庁以外の者が、地震動および火山現象の予報の業務を行おうとする場合は、気象庁長官の許可を受けなければならないこととされ、その予想の方法は国土交通省令で定める技術上の基準に適合するものでなければならないこととされました（法第17条I、第18条I④）。

- 4 気象庁以外の者は、地震動および火山現象の警報をしてはならないこととされました（法第23条）。

（ ）内はおもな関連条文

詳細は、気象庁ホームページ（<http://www.jma.go.jp>）上の報道発表資料をご覧ください。

<http://www.jma.go.jp/jma/press/0711/21a/1121keihou.html>